

基本目標 6

次代へつなぐ 市民と共に歩むまち

市民参画・
コミュニティ・
行政運営

地域主権の時代の中で、地域が自らの判断と責任で決める地域社会とするため、市民と行政が情報の共有を図り、相互理解と信頼関係を築くとともに、市民が、主体的に地域に関わり、地域をつくっていく力となる地域コミュニティを育むことにより、協働のまちづくりを進めます。

また、市民に信頼されるまちづくりを進めるため、計画的な行財政運営や職員の意識高揚を図るとともに、持続可能で健全な財政基盤を確立し、市民とともに確かに歩むまちを目指します。

	(協働)		
施策	6-1	市民と行政が信頼し合う協働によるまちづくり	108
		(地域コミュニティ)	
施策	6-2	人のきずなが広がるまちづくり	110
		(行政運営)	
施策	6-3	自主・自立に向けた計画的なまちづくり	112
		(情報通信基盤)	
施策	6-4	情報通信技術を活用したまちづくり	114
		(財政運営)	
施策	6-5	健全な財政運営に努めるまちづくり	115
		(広域行政運営)	
施策	6-6	適切な広域行政によるまちづくり	118

施策 **6-1** 協働
市民と行政が信頼し合う協働によるまちづくり

■目標

市民・地域・行政などが、お互いの信頼関係を築き合い、行政情報などを共有しながら、市民が主体的にまちづくりに参画する市民協働によるまちを目指します。

■現状と課題

人口減少や少子高齢化、市民の価値観やニーズが多様化する中で、地方が自らの判断と責任により自治体を運営することを基本とし、行政主導のまちづくりから、市民と行政が目的や課題などを共有し、ともに取り組む協働のまちづくりを進め、地域社会を構築していくことが求められています。

本市では、これまで、各種審議会や計画づくりにおける委員の公募制の導入のほか、地域住民による街区公園の維持管理、さらには、地域交流センターの運営管理などの活動が進められてきましたが、今後も、多くの市民のまちづくりへの参画を得るためには、わかりやすい行政情報の提供に努めるとともに、地域主権型社会における市民と行政のそれぞれの役割や責任など、市民参画を進めるための理解を得る仕組みづくりも必要です。

また、市民の市政への関心を高め、地域の若者や女性などが、福祉、環境、教育、文化など多くの分野で、まちづくりに積極的に参画してもらえよう、広報広聴活動をより一層充実していく必要があります。



■基本事業とねらい

①市民参画の推進

市民と行政が信頼関係を築き合い、市民が主体的にまちづくりや地域づくりに参画することができる環境づくりや仕組みづくりを進め、協働による地域課題の解決や魅力あるまちづくりを進めます。

指標名	単位	現状値 (H21)	中間目標値 (H27)	最終目標値 (H32)
まちづくりに市民の意見が反映されていると思う市民の割合*1	%	16.9	26.0	35.0
委員を公募する附属機関等の公募枠の割合*2	%	22.6	26.0	30.0

*1 市民アンケートで、「そう思う」・「やや思う」と回答した市民の割合
*2 委員を公募している附属機関等の委員定数に対する公募委員の割合

②広報広聴活動の推進

広報紙やホームページをはじめ、様々な媒体、機会を通じて情報提供に努め、市民と行政の情報の共有化を進めます。また、広聴活動を積極的に行い、市民の意見を把握しながら市政への反映を推進します。

指標名	単位	現状値 (H21)	中間目標値 (H27)	最終目標値 (H32)
市が市民に対して行う情報提供が十分であると思う市民の割合*1	%	31.8	→	→
市が市民の意見を聴く機会が十分にあると思う市民の割合*2	%	15.8	→	→

*1・2 市民アンケートで、「そう思う」・「やや思う」と回答した市民の割合

③男女共同参画のための環境整備

*男女共同参画社会基本法の理念に基づき、あらゆる場における男女共同参画の啓発・推進や男女がともに健やかに暮らしていくことができる環境づくりに努めます。

指標名	単位	現状値 (H21)	中間目標値 (H27)	最終目標値 (H32)
男女が共に社会参画できる環境の整備がされていると感じる市民の割合	%	10.8	30.0	50.0

* 市民アンケートで、「満足」・「やや満足」と回答した市民の割合

用語解説

※ 男女共同参画社会基本法……男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、平成11年度に施行された法律。

施策 **6-2** 地域コミュニティ
人のきずなが広がるまちづくり

■目標

コミュニティ活動を促進することで、地域に連帯感をもたらし、市民が主体的に地域課題の解決に取り組むまちを目指します。

■現状と課題

本市の*地域コミュニティは、町内会が主体となって自主的な取り組みが行われていますが、世帯加入率は低下傾向にあることから、加入促進に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、市民の価値観やニーズの多様化、急速な高齢化や人口減少などによって、地域が抱える課題も多岐にわたっていることや、地域主権の進展により、自己決定、自己責任の原則のもと、地域に関する課題・問題については、地域住民が主体となってお互いに協力し、助け合いながら解決していくことが求められていることから、その解決に向けて市民の合意形成が図られるコミュニティを構築していく必要があります。

そのためには、町内会活動への理解や地域活動に対する市民の関心を喚起するとともに、地域コミュニティを担う体制づくりが重要であることから、できるだけ多様な人材の育成・確保に努め、幅広い世代の自主的な参加が得られるようにする必要があります。

町内会加入世帯の推移

区 分	町内会数	加入世帯数	全世帯数	加入率 (%)
平成17年度	90	7,351	9,114	80.7
平成18年度	89	7,296	9,114	80.1
平成19年度	89	7,150	9,120	78.4
平成20年度	89	7,080	9,164	77.3
平成21年度	88	7,012	9,123	76.9

(資料：市民部市民生活課)

■基本事業とねらい

①地域コミュニティの推進

地域に暮らす人々がお互いに助け合い、明るいコミュニティづくりが図られるよう、町内会などのコミュニティ活動の推進に努めます。

指 標 名	単 位	現状値 (H21)	中間目標値 (H27)	最終目標値 (H32)
町内会加入率	%	76.9	→	→

* 町内会へ加入している世帯の割合

②地域意識高揚の促進

町内会などの地域組織が、さらに活発で効率性の高い地域活動を行えるよう、市民参加意識の高揚に努めます。

指 標 名	単 位	現状値 (H21)	中間目標値 (H27)	最終目標値 (H32)
地域活動に参加している、または、参加しても良いと考えている市民の割合	%	84.8	→	→

* 市民アンケートで、「特に参加したい活動はない」以外に回答した市民の割合



* 地域コミュニティ……町内会のような地縁型の共同体や、地域での共同の活動、暮らしを支える結びつき。

施策 6-3 行政運営
自主・自立に向けた計画的なまちづくり

■目標

地域主権型社会に対応した行政運営を推進することができるまちを目指します。

■現状と課題

地域主権の進展や地方財政の悪化など、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化中、多様化・高度化・複雑化する市民ニーズを的確にとらえ、その時々に対応することができる質の高い柔軟な行政運営が求められています。

本市では、これまで、行政を取り巻く様々な環境変化に対応するため、行財政改革による事務事業の統廃合や各種業務の外部委託、使用料・手数料の見直しなどを行うとともに、それに伴う職員数の大幅な削減や給与の見直しなどを実施してきました。

また、行政運営の透明性と効率性・効果性を高めるため、*行政評価システムの構築を進めてきたことから、これからは、総合計画の進行管理と行政評価との連動を図り、各種事業の進捗度や達成度を見極めながら、まちづくりを推進する必要があります。

さらに、長期的な視点に立ち、情勢に応じた行政の組織機構の見直しや職員の適正配置に努めるとともに、職員の資質や能力をより一層向上させるため、職員研修の充実などにより人材育成に努めていく必要があります。



用語解説

* 行政評価システム……市の政策や事業等の行政活動について、その必要性や効率性、成果などについて評価し、その結果を反映させることにより、行政運営の継続的な改善をめざすシステム。

■基本事業とねらい

①わかりやすい計画行政の推進

総合計画に成果指標を設定し、適切な進行管理を行い、事業の進捗度や達成度を測ることで、事業の改善や見直しにつなげるなど、透明性が高く、効果的・効率的な行政運営に努めます。

指標名	単位	現状値 (H21)	中間目標値 (H27)	最終目標値 (H32)
目標が達成されている基本事業の割合	%	-	100.0	100.0

* 総合計画の基本事業に設定した成果指標のうち、目標が達成された割合

②効率的な組織体制の確立

市民ニーズの多様化・複雑化や地域主権の流れによる事務及び権限の移譲に対応するため、効率的な組織体制の確立に努めます。

※ 効率的な組織体制は、地域主権の流れなど、その時々社会情勢の変化によって変動していくことから、成果指標及び目標値を表すのは困難であるため設定しません。

③人材育成の推進

複雑・多様化する市民ニーズや地域主権型社会に対応していくため、職員の能力を向上させ、活かしていくための人材の確保・育成を進めます。

指標名	単位	現状値 (H21)	中間目標値 (H27)	最終目標値 (H32)
職員研修計画項目の実施率*1	%	82.4	100.0	100.0
職員研修計画受講予定者の受講率*2	%	95.1	100.0	100.0

*1 職員研修計画で策定した研修計画項目のうち、実施した項目の割合
*2 職員研修計画の受講予定者のうち、受講完了した職員の割合



関係個別計画

- ・砂川市特定事業主行動計画
- ・技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針
- ・砂川市人材育成基本方針
- ・職員研修計画

施策 6-4 情報通信基盤
情報通信技術を活用したまちづくり

■目標

情報通信技術を活用し、行政事務の効率性・迅速性を高め、市民サービスの向上を図るまちを目指します。

■現状と課題

情報通信技術の進歩によって、大容量の文字、音声、動画像等の情報の高速双方向通信が可能となり、携帯電話、インターネットといった情報通信ネットワークが急速に普及してきています。

本市では、情報通信基盤として、光ファイバ、ADSL等のサービスが提供されており、市内のほぼ全域で何らかの*ブロードバンド環境が整備されていますが、高速通信サービスは、地域間格差を解消し、様々な分野で活用が期待されていることから、光ファイバ接続サービスエリアの拡大及び次世代高速通信技術の活用を図っていく必要があります。

また、これからの情報化は、市民ニーズに応じた行政からの質の高い情報提供などにより、市民の利用率向上を図ることが重要です。

今後は、情報通信ネットワークを活用し、様々な情報提供を図るとともに行政情報システムとの連携のもと、申請・届出等の各種行政手続のオンライン化を図り、市民サービスの向上や事務の効率化を進めていく必要があります。また、市の業務の多くが情報システムやネットワークに依存していることから、その保有する情報を守り、業務を継続するため、*情報セキュリティ対策を一層強化していくことが必要となっています。

■基本事業とねらい

①情報化の推進

情報通信技術の活用により、行政事務の効率化や市民サービスの向上を図るとともに、市が保有する個人情報の漏えいやコンピュータウイルスによる障害などを防止するため情報セキュリティ対策を推進します。また、市民が情報通信技術による様々なサービスを利用するための環境整備が促進されるように努めます。

指 標 名	単位	現状値 (H21)	中間目標値 (H27)	最終目標値 (H32)
情報通信技術を活用した行政サービスの提供により、利便性が向上したと感じている市民の割合	%	-	10.0	20.0

* ホームページ等の情報通信技術を活用した行政サービスにより、利便性が向上したと感じている市民の割合（今後、市民を対象としたアンケートを行い、満足度を計ります）

関係個別計画

- ・砂川市情報セキュリティポリシー

用語解説

- * ブロードバンド……光ファイバなどの通信回線の普及によって実現されるコンピュータネットワークで、高速・大容量の電子データを活用した情報通信サービス。
- * 情報セキュリティ……情報通信環境が安全で信頼できるようにするための対策や安全性を守ること。

施策 6-5 財政運営
健全な財政運営に努めるまちづくり

■目標

健全な財政基盤を確立していくまちを目指します。

■現状と課題

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、*健全化判断比率の公表や、比率の基準を超えた場合には、財政健全化計画などの策定が義務づけられています。

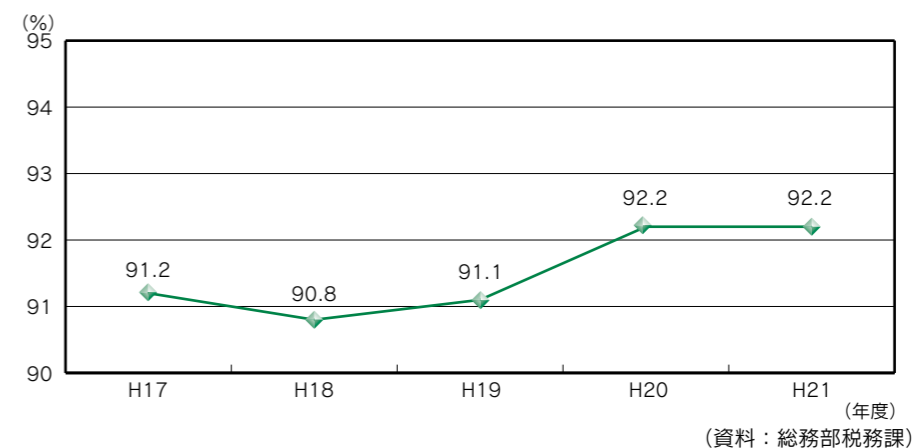
本市の平成21年度の健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも黒字のためなく、実質公債費比率は21.5%、将来負担比率は127.1%、資金不足比率もなく、いずれも早期健全化基準を下回っています。

今後、地方交付税などの動向に留意しながら、引き続き、公債費の適正な管理を行い、健全財政を維持しながら、市民ニーズに対応した効果的・効率的な財政運営を行う必要があります。

財源の確保では、有料広告の掲載など、自主財源の確保を進めるとともに、公金収納について、市民の利便性を図るため、収納率の向上を前提とした、収納方法の多様化を検討する必要があります。

公有財産の管理では、普通財産の未利用地などについては、計画的な売却を進めるとともに、公共施設のあり方や安全性、耐久性等を含め、維持、保全等について検討を図る必要があります。

市税収納率の推移



用語解説

- * 健全化判断比率……地方公共団体の財政状況を客観的に表し、早期健全化や再生の必要性を判断するための比率で、基準が設けられ、基準以上となった場合は、財政健全化計画等を策定し、財政の早期健全化や再生等を図ることになる。

歳入歳出決算状況の推移（一般会計）

（単位：千円、％）

年 度	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		
	決算額	前年比 構成比	決算額	前年比 構成比	決算額	前年比 構成比	決算額	前年比 構成比	決算額	前年比 構成比	
歳入総額	12,214,338	102.9 100.0	12,330,425	101.0 100.0	10,954,849	88.8 100.0	11,097,036	101.3 100.0	11,681,694	105.3 100.0	
自主財源	市 税	2,112,549	98.0 17.3	2,101,861	99.5 17.1	2,241,032	106.6 20.5	2,224,419	99.3 20.0	2,131,119	95.8 18.3
	税外収入	1,846,076	83.4 15.1	2,159,726	117.0 17.5	2,412,010	111.7 22.0	2,030,696	84.2 18.3	1,636,741	80.6 14.0
	計	3,958,625	90.6 32.4	4,261,587	107.7 34.6	4,653,042	109.2 42.5	4,255,115	91.4 38.3	3,767,860	88.5 32.3
依存財源	地方交付税	4,117,872	100.4 33.7	4,088,400	99.3 33.2	4,090,083	100.0 37.3	4,241,911	103.7 38.2	4,489,079	105.8 38.4
	国・道支出金	1,957,873	131.1 16.0	1,785,120	91.2 14.5	1,237,338	69.3 11.3	1,318,397	106.6 11.9	2,195,285	166.5 18.8
	市 債	1,588,100	119.5 13.0	1,574,300	99.1 12.8	530,600	33.7 4.8	870,000	164.0 7.8	831,700	95.6 7.1
	その他	591,868	102.3 4.9	621,018	104.9 4.9	443,786	71.5 4.1	411,613	92.8 3.8	397,770	96.6 3.4
計	8,255,713	110.1 67.6	8,068,838	97.7 65.4	6,301,807	78.1 57.5	6,841,921	108.6 61.7	7,913,834	115.7 67.7	
歳出総額	12,107,699	103.1 100.0	12,073,351	99.7 100.0	10,749,258	89.0 100.0	10,847,148	100.9 100.0	11,463,297	105.7 100.0	
性扶助費	人件費	1,716,956	92.5 14.2	1,726,099	100.5 14.3	1,672,898	96.9 15.5	1,556,705	93.1 14.4	1,573,512	101.1 13.7
	扶助費	1,202,056	101.3 9.9	1,111,828	92.5 9.2	1,162,009	104.5 10.8	1,272,367	109.5 11.7	1,329,337	104.5 11.6
	公債費	2,276,015	85.8 18.8	2,185,177	96.0 18.1	2,277,120	104.2 21.2	2,512,359	110.3 23.2	2,288,330	91.1 20.0
別建設事業費	建設事業費	2,275,612	192.8 18.8	2,540,313	111.6 21.0	922,941	36.3 8.6	611,581	66.3 5.6	1,037,960	169.7 9.0
	その他	4,637,060	95.3 38.3	4,509,934	97.3 37.4	4,714,290	104.5 43.9	4,894,136	103.8 45.1	5,234,158	106.9 45.7
基金残高	1,514,250	113.1	1,344,194	88.8	845,101	62.9	1,025,329	121.3	1,357,100	132.4	
基財政調整	まちづくり事業	273,181	92.7	112,991	41.4	77,150	68.3	95,680	124.0	99,824	104.3
	財政調整	909,559	132.4	909,525	100.0	455,920	50.1	581,203	127.5	882,327	151.8
金減債	金 債	36,039	51.6	66,116	183.5	41,810	63.2	77,164	184.6	131,440	170.3
	社会福祉	133,427	95.8	92,694	69.5	86,185	93.0	87,173	101.1	88,866	101.9
その他	162,044	109.0	162,868	100.5	184,036	113.0	184,109	100.0	154,643	84.0	

（資料：総務部広報広聴課）

■基本事業とねらい

①適正な財産管理の推進

市が所有する公有財産を目的に応じて効率的・計画的に運用するとともに、公共施設の効果的・効率的な管理運営や安全性・耐久性等についての検討も図りながら、適正な財産管理を行います。

指 標 名	単位	現状値 (H21)	中間目標値 (H27)	最終目標値 (H32)
行政財産の活用件数*1	件	365	344	334
普通財産の貸付・売却件数*2	件/年	63	73	83

*1 市庁舎、学校、市営住宅等の直接公の目的のために供用されている財産の活用件数
*2 旧公共施設用地、旧教員住宅等の行政財産以外の公有財産の貸付・売却件数

②財源の確保

税や使用料等の収納率向上に努めるとともに、自主財源の確保に向けた様々な取り組みを行い、確かな財政基盤の確立を図ります。

指 標 名	単位	現状値 (H21)	中間目標値 (H27)	最終目標値 (H32)
市税収納率	％	92.2	93.0	93.5

* 市税（国民健康保険税を除く）の当該年度課税分及び滞納繰越分の課税総額に対する収納額の割合

③財政の健全化

健全財政を維持しながら、効果的・効率的な財政運営を行います。

指 標 名	単位	現状値 (H21)	中間目標値 (H27)	最終目標値 (H32)
実質赤字比率*1	％	—	—	—
連結実質赤字比率*2	％	—	—	—
実質公債費比率*3	％	21.5	11.0未満	9.0未満
将来負担比率*4	％	127.1	115.0未満	100.0未満
資金不足比率*5	％	—	—	—

*1 一般会計等の赤字額の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す割合。赤字でない場合は、「—」で表します
*2 全会計の赤字や黒字を合算し、市全体としての赤字額の程度を指標化し、市としての財政運営の悪化の度合いを示す割合。赤字でない場合は、「—」で表します
*3 借入金の返済額及びこれに準ずる負担額を指標化し、資金繰りの程度を示す割合
*4 一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す割合
*5 公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す割合。資金不足がない場合は、「—」で表します



関係個別計画

- ・ 公債費負担適正化計画
- ・ 公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

施策 6-6

広域行政運営

適切な広域行政によるまちづくり

目標

行政区域を越え、課題・問題の解決や地域振興を推進するため、近隣市町との連携に取り組むまちを目指します。

現状と課題

全国的な市町村合併の進展等により、広域行政施策の役割は終えたとされ、都道府県が圏域を設定して行政機能の分担等を推進してきた「広域行政圏計画策定要綱」が廃止されるなど、広域行政を取り巻く環境が大きく変化しています。

国では、新たに「*定住自立圏構想」を推進しており、今後の広域連携については、地方自治法に基づき、事務の共同処理の諸制度を活用しながら、関係市町村が自主的な協議に基づき取り組むことになっています。

そのような中、本市における広域行政の取り組みは、*中空知広域市町村圏組合において、交通災害共済事業などの共同事務処理を行っているほか、ごみ処理、し尿処理、消防行政などについても、*一部事務組合により近隣市町と連携して業務を行っています。

しかし、地域主権の進展や多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応するため、市町間における生活基盤施設などの機能分担や共同化など、新たな広域的な取り組みについて検討を進めていく必要があります。

基本事業とねらい

① 広域行政・広域連携の推進

市民の日常生活圏の広域化を視野に入れ、市民ニーズに対応した行政サービスを提供するため、近隣市町と連携した広域的な取り組みを推進し、効率的・効果的な行政運営を進めます。

指 標 名	単 位	現状値 (H21)	中間目標値 (H27)	最終目標値 (H32)
一部事務組合等で共同処理している事務数	事務数	25		

* ごみ処理施設や消防に関する事務など、複数の市町村で構成する組織において共同で処理している事務数

用語解説

- * 定住自立圏構想……人口減少、少子高齢化が見込まれるなか、中心市となる市と周辺の市町村が相互に役割を分担し、連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、人口の定住を促進する。
- * 中空知広域市町村圏組合……砂川市、芦別市、赤平市、滝川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町の5市5町で構成し、交通災害共済事業、ふるさと市町村圏基金事業による産業観光振興事業などを実施している。
- * 一部事務組合……複数の地方公共団体の事務の一部について、共同処理や施設の共同設置・管理を行うために地方自治法に基づき設置されるもの。